

## 成年後見制度利用促進に係る東大阪市の取り組みの経過



年 月	内 容
平成28年5月	成年後見制度利用促進法が施行。国に成年後見制度利用促進基本計画の策定を義務付けるとともに、市町村に対しても国の計画を勘案した計画の策定や成年後見制度の利用促進にかかる必要な措置を実施することを努力義務として規定された。
平成30年4月～	三士会（弁護士、司法書士、社会福祉士）と家庭裁判所、庁内関係各課によるワーキング会議を開催し、本市の成年後見制度に関する現状と課題を分析。平成31年3月、地域福祉計画と一体的に市の成年後見制度利用促進基本計画を策定した。
令和元年6月	成年後見制度利用促進協議会設立準備会を設置。平成30年度のワーキングに引き続き本市の成年後見制度に関する現状と課題等について意見交換を行い、中核機関や協議会設置に向けた取り組みを進めた。
令和3年1月	成年後見制度利用促進の中核機関である東大阪市成年後見サポートセンターを東大阪市社会福祉協議会内に開設した。
令和3年4月～	東大阪市成年後見制度利用促進協議会を設置。現在、広報、相談、利用促進の3部会を設置し、成年後見制度利用促進に向けた意見交換を行っている。
令和4年4月～	第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定を受け、部会を廃止。成年後見制度利用促進協議会の開催数を増やした。

## ■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

